

## 「第2期埼玉県地域クラブ活動推進計画（前期：令和8年度～令和10年度）（案）」に対する御意見と県の考え方

### 1 意見募集期間

令和8年2月1日（日）～令和8年2月28日（土）

### 2 意見の提出者数及び意見件数

提出者数：5名と3団体

意見件数：15件

（内訳）

区分	人数	意見件数
郵送	0	0
F A X	0	0
電子メール	8	15
合計	8	15

### 3 意見の反映状況

区分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	2
B 既に案で対応済みなもの	0
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とすることとしたもの	13
D 意見を反映できなかったもの	0
E その他	0
合計	15

（備考）

いただいた御意見については、概要を記載しております。

番号	該当ページ	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
1	2	少子化の進行や教員の負担軽減の必要性を踏まえ、持続可能な部活動の在り方を検討する方向性は理解します。若い時期にスポーツ等に真剣に取り組む経験は、生涯にわたる心身の健康や自己形成にも大きな影響を与える大切な時間であると感じています。子供が安心して活動を継続できる環境づくりを重視し、誰もが参加しやすい制度設計となることを期待します。	1	計画案Ⅲの1(3)に記載のとおり、地域クラブ活動は、競技性や大会等における成績のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とするものであることに留意し、障害のある生徒やスポーツ・文化芸術活動が苦手な生徒、経済的に困窮する世帯の生徒を含め、希望する全ての生徒が、多種多様な選択肢の中から安心して活動に参加できる環境づくりに努めてまいります。	C
2	6	「技能を高めたい」、「専門性の高い指導者に教えてもらいたい」という要望に対して、学校の部活動では全ての学校に専門性の高い、指導できる教員が顧問として配置されることは不可能であるため、地域クラブ活動で幅広く子どもたちを支援できる体制ができて欲しいと期待している。	1	地域展開に当たっては、その主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒等のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行うことが重要だと考えております。 計画案Ⅱの1(2)に記載のとおり、自身のニーズに合った地域クラブ活動に生徒が参加できるよう、地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる団体や指導者の確保等に努めてまいります。	C
3	7	教職員を長時間過密労働から守り、本来の業務に集中できるようにする観点から、教職員の労働強化についての明確な記述が必要。 地域クラブ活動を推進することの必要性の1つに、教職員を長時間過密労働から守り、本来の業務に専念できるようにすることがある。そのことについては今後もちんと明記する必要がある。2024年3月に策定した「埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）」のI2(2)では、「部活動は、これまで学校教育活動の一環として、週休日等の活動を含めて、部活動顧問の教師による献身的な勤務によって支えられてきた経緯があり、学校における教師の長時間勤務の一因ともなっている。」「また、学校の状況によっては教師の希望や専門性の有無などに関わらず、部活動顧問を担う必要が生じるなど、特に指導経験がない教師には大きな負担となっているケースもあり、改善が必要となっている。」と記載されているが、今回の「第2期埼玉地域クラブ活動推進計画（案）」では、教職員の献身、指導経験がなくとも指導せざるを得ないことの負担などの記述がない。 地域クラブ活動を正しく推進するためには、この前提の確認は引き続き欠かせないはずである。少なくとも2024年3月に策定した「埼玉県地域クラブ活動推進計画（令和5年度～令和7年度）」における記述と同程度の言及は不可欠である。	1	学校部活動に関して、部活動顧問の教員による献身的な勤務によって支えられてきた経緯がある一方で、教員の長時間勤務の一因となっていることや指導経験がない教員には大きな負担となっていることは認識しております。 こうした教員の長時間勤務や負担を改善するため、公立中学校等における部活動の地域クラブ活動への展開を推進していくことが重要であると考えております。 御意見を踏まえ、本計画における記載を「学校部活動は、週休日等の活動を含めて、これまで学校教育活動の一環として部活動顧問の教員の献身的な勤務によって支えられてきた経緯がある一方で、学校における教員の長時間勤務の一因ともなっていることや、特に指導経験がない教員には大きな負担となっています。」に修正しました。	A
4	7	質の高い教育を子どもたちに受けさせるためには、部活動に関する教員の負担を0にするべきだと感じる。教員の授業準備に費やす時間であったり、優秀な教員の雇用につながったりと大きな影響があると考え。部活動に携わりたい教員は指導者として、地域クラブでの活動に積極的に参加すると良いと考える。	1	公立学校の教員等が地域クラブ活動の指導者として活動することを希望した場合には、計画案Ⅳの3(3)に記載のとおり、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の本人の健康への配慮、適切な労務管理、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施するよう周知してまいります。 併せて、服務監督権者が適切かつ円滑に兼職兼業の許可の手続を行えるよう、兼職兼業制度の規程等について周知してまいります。	C
5	11,12,13,14	部活動の地域クラブ活動への移行については賛成です。地域の人材と連携するに当たり、現在実施されている土日の学校行事を見直す必要があると考えます。同じ外部クラブに通う友達の中には、土曜日に体育祭などの大きな行事が実施されている学校に通う子が多く、行事との選択を迫られています。体育祭の欠席を決めた子は、練習開始から行事までの2カ月の学校生活の過ごし方にも悩む様子が目撃されます。学校行事から得られる仲間との成長は、子どもたちにとって大きな経験になると考えていますので、クラブ活動と学校行事、大切な2つから選択するごと自体が子どもたちにとって辛いことだと思っています。今後の地域クラブ活動の推進により、土日の地域活動の方が増えていくことが期待されると思いますが、同時に学校行事の土曜実施検討は必要だと考えています。 (土曜の授業参観自体は、保護者が子どもの様子を見る機会としては良いと思います。) 子どもたちが学校生活と、地域クラブ活動の両立ができるような計画を立てていただけることを願います。	1	地域クラブ活動の推進に当たり、子どもたちが学校生活と、地域クラブ活動の両立ができるよう、各市町村において、関係団体等と学校との緊密な連携を図ることが重要と考えております。 県として、計画案Ⅳの4(1)に記載のとおり、幅広い関係者で構成される協議会の設置等について、情報収集・提供するなど各市町村を支援いたします。 併せて、各市町村に対して、関係団体等と学校が緊密に連携を図るように周知してまいります。	C
6	14	こどもへのアンケート結果にある「計画を初めて知った」という声に共感しました。私自身も今回初めて本計画の存在を知りました。 制度の趣旨や方向性は理解できますが、実際に影響を受ける生徒や保護者への周知が十分でないと、不安や誤解が生じやすいと感じます。 今後は学校を通じた丁寧な説明や、わかりやすい情報発信の充実をお願いしたいです。	1	計画案Ⅳの2に記載のとおり、学校部活動の地域展開は大きな変化を伴う改革であることから、生徒・保護者等に対して、学校部活動を取り巻く現状と課題、改革の理念、地域展開の効果、地域クラブ活動の実施体制や活動内容及び会費等の負担などについて周知し、理解を得ることが重要と考えております。 今後、公立小・中・義務教育学校・特別支援学校等を対象とした学校部活動の地域展開の必要性等を周知するためのポスターやリーフレットの配布など、学校と連携してより分かりやすい情報発信に努めてまいります。	C
7	15	教員の兼職兼業制度が整備されたことは理解しました。 地域クラブ活動への従事があくまで教員本人の希望に基づくものであり、実質的な強制や同調圧力が生じない仕組みとなることを望みます。 教員の負担軽減という本来の趣旨が十分に担保される運用となることを期待します。	1	計画案Ⅳの3(3)に記載のとおり、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の本人の健康への配慮、適切な労務管理、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施するよう周知してまいります。	C

番号	該当ページ	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
8	16	現在の学校部活動が比較的負担の少ない費用で活動できている点は、多くの家庭にとって大きな意義があります。地域クラブ活動への移行により費用負担が増加する場合、家計状況によっては継続が難しくなる家庭もあるのではないかと懸念します。経済的理由によって活動機会が左右されることのないよう、十分な配慮をお願いしたいです。	1	県では、経済的に困窮する世帯の生徒に係る地域クラブ活動への参加費用等に対する財政支援について、国へ要望しております。経済的に困窮する世帯の生徒の地域クラブ活動への参加費用に対する支援に向けて、関係機関と連携しつつ、計画案Ⅲの1(3)に記載のとおり、地域クラブ活動への参加を希望する全ての生徒が、多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境づくりに努めてまいります。	C
9	20	表(参考)国ガイドラインが示す「国・都道府県・市町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担」の、2 段目「都道府県」において、「広域自治体としてのリーダーシップを発揮し、」とあります。国のガイドラインの「都道府県」では、「広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、」となっております。加筆修正が必要かと思われまます。	1	御意見を踏まえ、本計画における記載を「広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮し、…」に修正しました。	A
10	25	教職員の兼職兼業について、具体的な歯止めの明確な記述が必要。地域クラブ活動を推進するにあたって、質の高い指導者の確保は大きな課題である。しかし、安易に教職員の兼職兼業に依存することは決してあってはならない。よって、教職員の兼職兼業は極めて限定的なものでなければならない。あくまで教師等本人の意思に基づくこと、教育委員会が地域クラブ活動における業務内容や当該教師等の労働時間について把握し、健康管理を徹底すること、「時間外在校等時間」と「新たな地域クラブ活動における労働時間」の通算が4 5時間以内となることが望ましい。このことを具体的に記述しなければ、不適切な兼職兼業を防げないため、具体的に記述するべきである。	1	服務監督権者は、公立学校の教員等が地域クラブ活動の指導者として活動することを希望した場合、本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の本人の健康への配慮、適切な労務管理、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施することが重要であると考えております。計画案Ⅳの3(3)に記載のとおり、県として兼職兼業制度が適切に運用されるよう、規程等や上記の確認等を適切に実施することについて周知するとともに、市町村とも連携して取り組んでまいります。	C
11	その他	子どもたちがスポーツ、文化活動に参加できる条件を整備する観点から、子どもたちの活動に参加する権利を保障するためには、保護者の負担の大幅な軽減が欠かせない。しかし、「第2 期埼玉県地域クラブ活動推進計画(案)」では、そのことについての見通しが具体的に記述されていない。どこの地域に住んでいても、特別な負担をすることなく様々な活動に参加できることを保障するならば、財政的な裏付けが不可欠である。保護者の視点から見て、それが確保されることが読み取れるようにするべきである。	1	計画案Ⅳの5に記載のとおり、地域クラブ活動を持続可能な形で進めるためには、活動場所の確保や指導者等に対する謝金等に係る諸費用について、受益者負担や公的負担等を組み合わせて対応していく必要がございます。低廉な会費の設定や経済的に困窮する世帯の生徒への財政支援について、関係機関と連携しつつ、計画案Ⅲの1(3)に記載のとおり、地域クラブ活動への参加を希望する全ての生徒が、多種多様な選択肢の中から活動に参加できる環境づくりに努めてまいります。	C
12	その他	教員の働き方改革が必要であることは十分理解しております。現在の部活動は教員の献身的な努力によって支えられており、負担が大きい現状は改善されるべきだと考えます。しかし、部活動が学校から切り離され地域クラブへ移行することには強い不安があります。学校の先生が顧問であることは、単なる指導者というだけでなく、日常の学校生活を理解し、生徒の人間関係や心身の状況を把握した上で関わってくださるといふ大きな安心感があります。万が一のトラブルや事故の際にも、学校として一体的に対応できる体制があることは、保護者にとって非常に重要です。部活動は単なるスポーツ・文化活動ではなく、学校教育の一環として人格形成や社会性を育む大切な場です。地域移行によってその教育的連続性や責任体制が弱まることを懸念しています。働き方改革を進めるのであれば、まずは学校内で持続可能な形を模索すべきではないでしょうか。例えば、部活動顧問を希望制とし、十分な手当や時間外勤務としての正当な報酬を保障する仕組みを整えることで、教育的価値を維持しながら負担軽減を図る方法も検討できると考えます。地域移行ありきではなく、「子どもの安心・安全」と「教育的意義」を最優先に、慎重な検討をお願いしたいです。以上、子どもたちのより良い成長環境のために、再考を強く希望いたします。	1	安全・安心な活動機会の提供や生徒・保護者等の関係者の理解促進等を図るため、計画案Ⅳの2(1)に記載のとおり、新たに導入される「地域クラブ活動に関する認定制度」や「認定地域クラブ活動指導者登録制度」の仕組み、メリットについて丁寧に説明し、保護者が安心して子供に参加させられる環境づくりに努めてまいります。公立中学校等における部活動は、少子化が進む中、従前と同様の体制で運営することが難しくなりつつあり、一部の学校や地域では既に部員数が集まらないことによりチームを組むことができない事態が生じていると認識しております。そのため、計画案Ⅲの1(2)に記載のとおり、地域クラブ活動においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、例えば、学校等の垣根を超えた仲間とのつながり及び地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流など、従来の学校部活動では実現が難しい新たな価値を創出することができるよう努めてまいります。	C
13	その他	同じ学校内での部活動だと、多感な時期の生徒には横の繋がりがなく、息苦しさがあるが、多くの学校から集まり、世代も問わない活動であれば、縦、斜めの繋がりが生じ、生徒の生きやすさにも繋がると考える。昨今の若年層の自殺の多さを踏まえ、学校と家庭以外の居場所があることで救われる子どもが出てくるのではないかと。	1	令和7年度に県が実施した「さいたまけん★こどものこえアンケート」では、児童生徒等が「地域クラブ活動」に求めるものについて、「みんなで楽しく活動したい」が最も多く56.9%という結果でした。計画案Ⅲの1(2)に記載のとおり、地域クラブ活動においては、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、例えば、学校等の垣根を超えた仲間とのつながり及び地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流など、従来の学校部活動では実現が難しい新たな価値を創出することが重要であると考えております。	C
14	その他	ページを開いて並べられる文字の羅列に読む気が失せました。もっとわかりやすく簡潔にできませんか。	1	本計画は、地域クラブ活動への展開を推進していくため、これまでの本県における学校部活動の地域展開の進捗状況等の評価や国の動向、地域クラブ活動の推進に関する県の基本方針、具体的な取組等について章立てをして記載しております。今後、県民・関係者等の理解促進を図るために配布を予定しているポスターやリーフレット等を作成する際には、御意見を踏まえて作成するようにいたします。	C

番号	該当ページ	御意見の概要	意見数	県の考え方	反映状況
15	その他	<p>現在の中学校剣道を取り巻く環境では、公立中学校は部活動日数や指導体制に制約がある一方、私立中学校との競技環境の差が拡大しており、上位大会を目指す生徒が学区を越えた進学を選択せざるを得ない状況が生じています。</p> <p>しかし、越境進学は生徒・保護者双方にとって心理的・経済的負担が大きく、すべての家庭が選択できる方法ではありません。</p> <p>地域クラブを受け皿として活用することで、生徒は地元に残りながら専門的かつ継続的な指導を受けることが可能となり、競技機会の拡大にもつながります。</p> <p>地域クラブ活動の推進にあたり、活動拠点については、公共体育館の利用枠が限られており、抽選や団体間での競合が常態化しています。そのため、新たな施設整備ではなく、現在は貸し出しの対象となっていない中学校体育館についても、使用可能な時間帯を地域クラブ活動の場として活用できる仕組みをご検討いただければと考えます。既存施設の有効活用により、活動環境の確保が可能になると考えます。</p> <p>地域クラブへの移行は、学校教員の皆様にとっても、土日や遠征時の引率負担が軽減され、家庭で過ごす時間の確保や働き方改革の推進にもつながると考えます。</p> <p>地域クラブ活動の制度化が、子ども・家庭・学校・地域のすべてにとって持続可能な選択肢となることを強く望みます。</p>	1	<p>地域クラブ活動の推進にあたり、活動場所の確保は課題の一つと考えております。</p> <p>計画案Ⅳの5(1)に記載のとおり、課題解決を進めるため、学校施設や社会教育施設その他公共施設の有効活用や学校施設開放事業の適切な運用など好事例等を情報収集し、市町村等に周知いたします。</p> <p>また、県及び市町村が、幅広い関係団体等、大学及び民間企業と連携・協働しながら、一体となって取り組むことが重要であるため、計画案Ⅳの1に記載のとおり、市町村をまたいだ広域的な連携体制を構築し、定期的な情報共有・連絡調整等を行ってまいります。</p>	C